

「北部基幹病院の基本的枠組みに関する合意書案」に関する第三者検討委員会の設置と検証を求める意見書

救急医療や産科医療、回復期機能など、本来圏域内での地域完結型の医療提供がなされるべきだが、北部地域にあっては慢性的な医師不足を要因に、診療制限や診療休止が相次ぎ、住民は中南部の病院への入院・通院を余儀なくされている現状にある。その打開策として打ち出されたのが、同規模の急性期病床をもつ県立北部病院と北部地区医師会病院を統合する「北部基幹病院」設立であった。

この問題については、平成 29 年（2017 年）には「基幹病院の整備を求める北部 12 市町村住民総決起大会」が開かれ、11 万 2,277 筆の署名とともに県知事要請行動も取り組んできた。名護市議会においては、第 185 回（平成 28 年 12 月）定例会において、民生教育常任委員会発議による「山原（やんばる）に基幹病院の早期創設を求める意見書」を全会一致で採択し、県知事・県議会議長への要請行動も行った経緯もある。

その後、翁長雄志県知事（当時）方針に基づき、平成 30 年 1 月より、沖縄県と北部 12 市町村等関係者による「基幹病院の基本的枠組みに関する協議会」が開催され、6 回にわたる協議会や意見交換会等を経て、本年 2 月 4 日、北部市町村会は沖縄県提示の基本合意案に同意することを決定した。

だが、その基本合意案の核心である公設民営化を柱とする経営システム案には、まだ多くの疑問が残ったままである。玉城デニー知事の選挙公約は「北部基幹病院の早期実現」であり「県立病院の経営形態の維持」である。知事公約の土台にあるのは、平成 25 年策定の「沖縄県保健医療計画（第 6 次）」及びその別冊と位置付けられる平成 29 年度策定「沖縄県地域医療計画」であり、そこでは北部基幹病院実現と県立経営維持の骨太の方針がしっかりと打ち出されている。公設民営に転換するのであれば、県民に納得のいく説明責任を果たすべきである。

例えば、医師の確保について、琉球大学医学部サテライト施設の創設などが既定方針のように宣伝されているが、琉球大学側との協議や合意を得たものでもなく、実際には制度として可能というレベルである。また、提出された「収支シミュレーション」でも、減価償却や北部地区医師会病院の長期債務返済などをあえて算定せず、統合 1 年目から 10 億円の黒字が出るなどとして、これも誇大宣伝の様相すらある。

設立時における課題は、合意後に設置される整備協議会で解決すればよいのでは、との意見も当然の意見だと傾聴できるが、いま必要なことは、将来に禍根を残すことのないようにいま一度立ち止まり、基本合意締結前に疑問点や課題をしっかりと整理、検証する必要がある。そのためには、第三者委員会を設置して、県民の不安、懸念にしっかりと対応することが必要である。

名護市議会は、北部基幹病院等建設促進特別委員会を設置して、基幹病院や地域医療の在り方について議論を重ねてきた。それを踏まえ本議会は、他医療圏の県民と同様に、名護市民・北部住民が県立病院での地域完結型医療提供を等しく受ける権利を尊重し、一致団結して北部基幹病院の創設を実現するため、下記の事項についての取り組みを早急に求める。

記

- 1 北部基幹病院の基本的枠組みに関する合意書案について、その課題を整理し検証するための第三者委員会を早期に設置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月27日

沖縄県名護市議会

宛先：沖縄県知事